

## 無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用要領

制定：平成27年〇月〇日

### 1. 目的

無料公衆無線LANスポットシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の公共交通機関・店舗・施設への掲示等により、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高めるとともに、外国人旅行者に情報発信を行うことを目的として定めたシンボルマークの適正使用のため、この使用要領を定める。

### 2. 使用の基準

- (1) このシンボルマークは、無断で使用することはできない。
- (2) このシンボルマークの使用を国土交通省観光庁外客受入担当参事官（以下、「外客受入担当参事官」という。）から承認された者(通常使用権者)は、他人にシンボルマークの使用権を譲渡することはできない。
- (3) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合にもシンボルマークを使用することはできない。
  - ・特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること
  - ・公序良俗に反するものに使用すること
  - ・法令・規則などに違反するものに使用すること
  - ・本要領に反して使用すること
- (4) このシンボルマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。このシンボルマークは、国内外の第三者による無断使用・権利主張等を抑止するため、商標法第4条第1項第6号に掲げる商標である旨の情報提供を行っている。

### 3. デザイン

シンボルマークのデザインについては、別添「シンボルマークデザインマニュアル」による。

### 4. 使用申請方法

- (1) シンボルマークの使用を希望する者（原則として、訪日外国人旅行者に無料で公衆無線LANスポットの利用を提供している事業者等とする。対象となる考え方は以下のとおり。）は、無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用申請書（別記様式第1-1号及び第1-2号）により外客受入担当参事官あて（連絡先は13.申請先に記載）にウェブページ、郵送又は持参により申請するものとする。

なお、当該申請により提出した無料公衆無線LANスポット一覧の情報については、観光庁等においてホームページへの掲載など、無料公衆無線LANスポットに関する情報発信等に活用するものとする。

＜対象となる考え方＞

訪日外国人旅行者が無料で公衆無線LAN環境を利用できること。

＜条件＞

#### 1. 利用者の費用

無料

なお、利用手続きの費用も無料であること。

また、接続時は無料で、一定期間を過ぎると有料の契約を促すものについては対象と

する。

## 2. 利用手続き

訪日外国人旅行者が容易に利用できること。

なお、初期画面や同意画面がある場合は、多言語による案内があること。

(2) 外客受入担当参事官は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた申請について、無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用承認書（別記様式第2号又はこれに準ずるもの）により、承認した旨を通知するものとする。

(3) 外客受入担当参事官は、シンボルマークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、シンボルマーク使用の承認を受けた者が、本要領に違反した場合には、是正のための措置及び承認の取り消しを行うことができる。

## 5. 承認内容の変更

使用者が、承認を受けた内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用変更届出書（別記様式第3号）を外客受入担当参事官に提出しなければならない。

## 6. 承認内容の廃止

4. の規定に基づきシンボルマークの使用承認を受けた者がシンボルマークの使用を止めたときは、無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用廃止届出書（別記様式第4号）を、外客受入担当参事官に提出しなければならない。

## 7. 使用申請の除外

関係府省庁が、シンボルマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、使用申請及び承認の手続を省略することができる。

## 8. 使用料

シンボルマークの使用料は、無料とする。

## 9. 遵守事項

(1) シンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、関係法規を遵守するとともに、シンボルマークの機能を損なうことのないように努めるものとする。

(2) 第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用は、使用者が負担するものとする。

(3) 使用者は、シンボルマーク使用の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、国土交通省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(4) 使用者は、外客受入担当参事官から要請がある場合は、シンボルマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

## 10. 使用期間

使用期間は設けない。

## 11. その他

いかなる場合にも外客受入担当参事官は、不相当と認める場合には、シンボルマークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。なお、本要領の解釈その他の疑義は外客受入担当参事官が決定する。

12. 施行月日

本要領は、平成27年〇月〇日から施行する。

13. 申請先

無料公衆無線LANスポットシンボルマーク申請用事業者サイト

URL:http:〇〇

(別記様式第 1 - 1 号)

無料公衆無線 LAN スポットシンボルマーク使用申請書

平成 年 月 日

観光庁 外客受入担当参事官 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用要領に同意の上、下記のとおり使用を申請します。

○シンボルマークを使用する方法について

- 施設・店舗の無料公衆無線 LAN スポットが利用できる場所での表示  
(ステッカー、デジタルサイネージ、ポスター等)
- 利用促進のための広告物への表示 (冊子、ホームページ等)
- その他 ( )

※該当箇所すべてを選択し、その他を選択する場合には、その内容を記載すること。

○無料公衆無線 LAN のスポット一覧 (別添：別記様式第 1 - 2 号) の情報を、観光庁及び日本政府観光局 (J N T O) がホームページへの掲載など、無料公衆無線 LAN スポットに関する情報発信等に活用することについて

- 同意します
- 同意しません

## 無料公衆無線LANスポット一覧

| スポット<br>番号 | 施設・店舗名称<br><日本語/英語> | 利用可能場所       | 郵便番号     | 住所<br><日本語/英語>                            | SSID 名称        | 利用時間・<br>回数等      | 利用手続き                                      | 多言語<br>対応 | 対応言語             |
|------------|---------------------|--------------|----------|---|----------------|-------------------|--|-----------|------------------|
| 1          | 〇〇空港<br>〇〇Airport   | ターミナル全域      | 100-XXXX | 東京都千代田区 X-X-X<br>X-X-X, Chiyoda-ku, Tokyo | Free Wi-Fi-XXX | 24 時間/回、<br>回数無制限 | インフォメーシ<br>ョンカウンタ<br>ーで ID/PASS カー<br>ドを取得 | ○         | 英語<br>中国語<br>韓国語 |
| 2          | 〇〇駅<br>〇〇Station    | ホーム構内の<br>一部 | 100-XXXX | 東京都千代田区 X-X-X<br>X-X-X, Chiyoda-ku, Tokyo |                | 15 分/回<br>2 回/日   | SSID の選択のみ                                 | ○         | 英語               |
| 3          |                     |              |          |   |                |                   |  |           |                  |
| 4          |                     |              |          |   |                |                   |  |           |                  |
| 5          |                     |              |          |   |                |                   |  |           |                  |
| 6          |                     |              |          |   |                |                   |  |           |                  |
| 7          |                     |              |          |   |                |                   |  |           |                  |

(記載にあたっての注意点)

- スポット番号：スポット数に応じて1から順に通し番号を記載。
- スポット名（店舗名等）：スポット名（店舗名でも可）を記載。英語表記についても記載してください。
- 住所：店舗の所在地を記載。英語表記についても記載してください。

(別記様式第2号)

無料公衆無線 LAN スポットシンボルマーク使用承認書

第 号  
平成 年 月 日

(事業者名) 殿

観光庁 外客受入担当参事官

平成 年 月 日付けで無料公衆無線 LAN スポットシンボルマークの使用申請のあったことについて、本通知により承認する。

なお、無料公衆無線 LAN スポットシンボルマークの使用にあたっては、「無料公衆無線 LAN スポットシンボルマーク使用要領」を必ず遵守することとする。

(別記様式第3号)

無料公衆無線 LAN スポットシンボルマーク使用変更届出書

平成 年 月 日

観光庁 外客受入担当参事官 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

平成 年 月 日付け第 号で承認を受けた無料公衆無線LANスポットシンボルマークの使用について、無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用要領5. に基づき変更を届け出ます。

※変更内容に応じて、無料公衆無線 LAN スポットの一覧を添付すること。

| 追加（変更）前 | 追加（変更）後 |
|---------|---------|
|         |         |

(別記様式第4号)

無料公衆無線 LAN スポットシンボルマーク使用廃止届出書

平成 年 月 日

観光庁 外客受入担当参事官 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

平成 年 月 日付け第 号で承認を受けた無料公衆無線LANスポットシンボルマークの使用について、使用を廃止しましたので、無料公衆無線LANスポットシンボルマーク使用要領6. に基づき届け出ます。

(使用廃止理由)

|  |
|--|
|  |
|--|